

第9回仙台市地域公共交通会議 議事録

日 時 : 平成30年8月22日(水) 14時00分～15時10分

場 所 : 仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

出席委員 : 石川会長、菊池委員、堀江委員、佐々木委員、鎌田委員、熊沢委員、吉本委員、田口委員、小林委員

代理出席 : 氏家委員(代理 大浦輸送課長)、高澤委員(代理 千葉総務部長)、道家委員(代理 伊藤交通規制課課長補佐)、千葉委員(代理 大友道路計画課長)

欠席委員 : 遠藤委員

事務局出席者 : 公共交通推進課 菅原課長、梶谷係長、小形主任、加藤技師

【開 会】

(司 会)

本日はお忙しいところお集まりくださいまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、第9回仙台市地域公共交通会議を開会いたします。私は、本日の進行を務めさせていただきます、仙台市都市整備局公共交通推進課の加藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

配布資料の確認をいたします。

<配布資料の確認>

【あいさつ】

(司 会)

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、会議の開催にあたり、当会議の会長であります、仙台市都市整備局総合交通政策部長の石川より、ごあいさつ申し上げます。

(石川会長)

仙台市総合交通政策部長の石川と申します。本日はお忙しい中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本市では、本年4月から地域の皆様方が主体的に取り組みを行う地域交通事業の立ち上げを支援する「みんなでつくろう地域交通スタート支援事業」を開始しまして、本日の議題の申請団体となっております燕沢地区交通検討会が最初の支援団体として決定し、これまで様々な取り組みをしてきたところでございます。本日の審議でございますが、燕沢地区の乗合タクシーの試験運行実施に関する事項になってございます。宮城野区に位置する燕沢地区は狭隘な道路及び坂が多く、路線バスの運行が非常に難しい地域であり、高齢者の皆様の移動手段の確保が望まれている地区でございます。燕沢地区交通検討会の大西会長様を中心に乗合タクシーの運行に向けて様々な検討を進めていただいている案件でございますので、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【委員紹介】

(司 会)

続きまして、委員の皆様のご紹介でございます。お配りの名簿並びに席次表をもって紹介とさせていただきますが、人事異動等によりまして、何名か入れ替わりがございますので、その方々についてはご紹介い

たします。

まず、先ほどあいさついたしました、当会議の仙台市都市整備局総合交通政策部長の石川でございます。

(石川会長)

石川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(司 会)

続きまして、仙台市交通局自動車部の氏家部長でございますが、本日は代理で大浦輸送課長に出席いただいております。

(大浦輸送課長)

自動車部の輸送課でダイヤ等を対応しております、大浦と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

(司 会)

続きまして、一般社団法人宮城県タクシー協会仙台地区総支部高澤支部長でございますが、本日は代理で千葉総務部長に出席いただいております。

(千葉総務部長)

千葉です。よろしく願いいたします。

(司 会)

入れ替わりがありましたのは以上3名でございます。これらの方たちの任期は、他の方々と同様、平成31年7月31日までとなります。その他の方は変更ございません。

次に1点ご連絡がございます。

地域社会デザイン・ラボ代表 遠藤 智栄委員は、本日は都合により欠席となっております。

ここで、地域公共交通会議について、ご説明いたします。

地域公共交通会議とは、道路運送法施行規則の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を審議するための会議です。

具体的には、コミュニティバスや乗合タクシーなどの、乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項などを審議します。

今回の議案となっております、燕沢地区乗合タクシーの運行のような、地域の実情に応じた内容について、協議する場となっております。

議事の進行につきましては、当会議設置要綱第6条の規定により、会長が議長になることとされておりますので、これよりは石川会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは会長、よろしく願いいたし

ます。

【会議の成立確認・議事録署名人指名・公開の決定】

(石川会長)

本日は委員14名中、代理出席を含む13名の委員にご出席頂いており、要綱に定める定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。今回は、吉本 淳委員に議事録署名人をお願いします。

(吉本委員)

わかりました。

(石川会長)

次に、会議の公開・非公開について確認させていただきます。本会議については、原則として公開として特定の個人を識別し得る情報を扱う場合などに関することがあれば、必要に応じて非公開とすることよろしいでしょうか。

<一同了承する>

【審議事項：第1号議案 燕沢地区乗合タクシー試験運行の実施について】

(石川会長)

それでは、審議事項に移ります。

第1号議案「燕沢地区乗合タクシー試験運行の実施について」でございます。

この議案は、燕沢地区交通検討会の大西会長より、乗合タクシー試験運行の実施について、付議依頼があったものです。

事務局の方から、資料説明をお願いします。

<地域交通スタート支援事業と燕沢地区乗合タクシーについて、事務局より説明>

(石川会長)

ただいま説明のありました燕沢地区乗合タクシー事業についてですが、出席者の皆様、ご意見・ご質問は、ございませんか。

(菊池委員)

運賃等の計画の際に参考にされたのが、グループインタビューであったり、アンケートであったと思うのですが、今回利用者として想定しているのが主に高齢者の方とのことですが、グループインタビューやアンケートが高齢者のデータをどの程度カバーできているものなのかを教えてください。

(事務局)

グループインタビューは、7 か所で実施しており、参加されている方がほとんど高齢者の方でございます。各回 20 名前後の方に参加いただいております。

今年の7月に実施しましたアンケート調査は、約3,000世帯で住民が約7,000名いらっしゃいますので、

各世帯に 2 票ずつ計 7,000 枚弱アンケートを配っており、約 1,000 枚戻ってきております。割合としては 16%となっております。アンケートを取る際になるべく普段車を使わない方や移動に不便を感じている方に答えていただきたいことをお願いしておりますので、基本的にはそのようなニーズのある方から回答をいただいているものとなっております。

(菊池委員)

燕沢地区で対象としている高齢者は何名いて、そのうちアンケートから何名分のデータやニーズを把握できたのかを教えてください。

(事務局)

燕沢地区の高齢化率(65 歳以上)は約 25%で、平成 29 年 4 月時点で 1,744 名の 65 歳以上の方がいらっしゃいます。それに対して、アンケートが約 1,000 票戻ってきておりますので、半分くらいの高齢者の方のデータが取れているのではないかと考えております。

(菊池委員)

それでは、このアンケートは十分に地域のニーズを反映しているデータであるというご判断で成形されているということでしょうか。

(事務局)

そのように考えてございます。

(熊沢委員)

利用目的で、通勤・通学は予想しているのでしょうか。それとも、通院難民・買い物難民、いわゆる高齢者を対象としているのであれば、前例がありまして武蔵野市のムーバスの時は、高齢者は 100m以上歩かないということで、停留所の間隔が最大で約 200mの設定にしておりました。今回の燕沢地区乗合タクシーの停留所間ほどの区間で最も長いのか教えてください。

(事務局)

通勤・通学を対象にしているのかとのご質問ですが、乗合タクシーの検討が始まった経緯としまして、高齢者の方の買い物や通院を主な対象として 8 時台の出発からにし、今回の試験運行としては、通勤・通学は想定しておりません。

ただ、7 月の学区民祭りでもPRをした際、若い世代の方から、「通勤では使えないのか」、「鉄道駅に結節しないのか」とのご要望・ご意見も伺っております。まずは試験運行 I ではこの形で行い、その後、ニーズも再度精査しながら、そういった要望に応えられるルートにできるかどうか検討していきたいと考えております。

一番長い停留所間はルート図の⑤～⑥になるのですが、この区間は基本的には燕沢地区外ということで、路線バスとの接続や市民センターへの利用を考えていますので、かなり間が空いております。燕沢地区内の停留所間はルート図の⑬～⑭は少し利府街道に出ることもありまして、長くなっております。実測まではしていませんが、現場を見ますと、かなり坂が多かったり、道路幅が狭かったり、カーブにより見通しが悪かったり、そういった場所がかなり多く、なるべく地域の方が安全に乗れるような場所を基本として停留所を設定しております。また、地域の方が「この辺りから乗りたい」との声もいただいておりますので、そのような所を目安に停留所を設定しております。

(鎌田委員)

宮城交通でもバスを運行する際には安全に停車することに非常に気を遣っておりますが、実際、どのようにして地域の方に乗降場所をご理解いただける取り組みをするのかをお伺いしたいと思います。

(事務局)

一般的な移動可能な(下にコンクリート基礎があり、ポールがあり、時刻表があつて、上に丸の乗り場が記載されている)停留所は3箇所を予定しております。ルート図の⑤鶴ヶ谷七丁目バス停は市道上に置きます。⑧山崎西公園北は地元の会社の駐車場がございまして、そちらにご協力いただけるということで敷地内で置くことを考えております。⑬市営バス東仙台営業所前バス停は営業所内に待合所がございまして、少し外れたところに設置する予定でございます。その他の停留所につきましては試験運行ということもございまして、道が狭く歩道が無いところもありますので、そのような箇所は面前のお宅に了解いただいて、壁面やフェンスに時刻表や「のりあい つばめ」の乗り場とわかるような表示を考えております。

(伊藤課長補佐)

バスの停留所に関する話題が出ておりましたので、交通管理者として意見を述べさせていただきます。

まず、今回の地域の足の確保の取り組みは非常に良い取り組みと認識しております。例えば、交通事故の観点では、高齢者の方々が病気や運転に自信がない方も交通手段がないため、なかなか免許証を返納できない場合がございます。一方、このような取り組みを進めていけば、運転免許がなくても移動手段があるということで交通事故防止にも寄与するものと考えております。

今回の取り組みの中で交通ルールについて気を付けなければならないのがバス停でございます。今回の試験運行についてはいわゆる路線定期運行ということで、路線バスの取扱いで事業が行われると承知しております。つまり、通常の路線バスのバス停と同じ取扱いになるため、一般の方は駐停車できない場所になります。ですので、バス停の設置に際しては他の方に駐停車ができないことをわかりやすくしていただきたいと思っております。また、バス停付近にお住まいの方も駐停車することができなくなってしまうので、事前の周知はお願いしたいと思っております。

あとは今回の乗合タクシーは一見、普通のタクシーのように見えますので、乗合タクシーの車体に貼るマグネットの写真を拝見しましたが、一般の方が普通のタクシーと勘違いされないようにわかりやすい表示をお願いしたいと思っております。

(事務局)

今のお話のように基本的には路線バスの位置づけと同じものとして認識しております。停留所の設置につきましては道路交通法の駐停車禁止に該当することを周辺にお住まいの方にも説明をしたうえで場所をお借りしたいと考えております。今後、周辺の方だけでなく、地区外から来られる方もいらっしゃると思っておりますので、そのような方にも駐停車禁止である旨を伝えるような形での周知方法については地域の方々と考えていきたいと思っております。

(菊池委員)

道路管理者や公安委員会と事前調整はされているのでしょうか。

(事務局)

しております。

(菊池委員)

事前調整をしているのであれば、配布資料の中に調整経過も盛り込んでいただきたいと思っております。

(事務局)

次回の会議から、菊池委員のお話のあったとおり、資料を作成して参りたいと思っております。

(菊池委員)

アンケート調査は無記名式でしょうか。ある程度回答者の住所を把握しているのでしょうか。というのも、路線図を設計されたときに、ニーズはどの程度カバーできているものなのか、もし住所がわかれば、〇%カバーできている路線図と答えられるかと思っておりますので、そのような見せ方もご検討していただきたいと思いま

す。

また、出かけている人が不便であることはわかっていますが、現状で行きたいけど行けないという潜在的なニーズや「10時から11時の外出が多い」と書いてありますが、本当は午後に出出したいが、10時から11時に外出せざるを得ない需要になっているのか、そのあたりは大きな違いになってくると思うので、グループインタビューやアンケート調査でのニーズはどのような形で調査をしているのでしょうか。

(事務局)

アンケート調査は住所の〇丁目まで記入していただくことと、町内会が6つあり、各町内会長が配布して回収しておりますので、町内会は確実にわかる形の調査でございます。

アンケートの中身でございますが、日頃の外出についてお伺いしますということで買い物や通院、金融機関や郵便局のようなところに、月に何回程度、今は何で行っているのかを聞いております。家族の送迎で行かれています方にもそのような選択肢を設けて潜在的ニーズの確認を取るようしております。時間帯につきましては、何時頃に自宅を出て、何時頃に帰宅をするのかをそれぞれの項目について聞いております。その他に、現在路線バスを利用されている方にはどこのバス停からどこのバス停まで利用しているのか、普段タクシーを利用されている方にはどこからどこまで利用するのか、あとは利用目的も一緒に聞いております。

基本的に、今まで乗合タクシーが走っていないところに新しく乗合タクシーを導入いたしますが、乗合タクシーの運行ダイヤに合わせて生活リズムを変えていただくことは考えておりません。今までの生活リズムを崩さない中で、今まで家族に送迎していただいていたが、乗合タクシーが運行している時間にたまたま合えばそれに移行していくようになって考えておりますので、そういった意味では生活リズムを変えないで新たに移動手段が出てきて利用可能であれば利用していただく、それを普段の生活行動を把握することで需要を想定しております。

また、アンケート調査をする前のダイヤは始発を7時くらいに設定しており、ドライバーの休憩時間を12時から13時までという形にしておりましたが、アンケート調査後では、8時以降に外出する方の割合が高く、帰宅する時間が12時から13時の方が結構いらっしゃったものですから、現在資料としてお配りしている時刻表は1時間後ろにずらしたダイヤに設定したものとなっております。

(佐々木委員)

この度の事業計画は利用者側として、とても楽しみにしている方が多いのではないかと感じました。停留所の面積はどのくらいあるのでしょうか。と言いますのも、利用する方々は交通弱者ということで、高齢者は時間に遅れないよう、早めに停留所へ行き、お待ちになる方が多いように思います。そうするとずっと立って待たなくてはいけない形になってしまうと思いますので、邪魔にならない程度というのは無理かもしれませんが、できれば椅子かベンチ、さらにはどんどん利用者数が増えて黒字になれば、屋根も設置してほしいなと思います。また、利用者数が増えれば回数券も発行してほしいなと思います。

(事務局)

停留所ですが、その場所に歩道があれば、歩道でお待ちいただくような形になっておりまして、安全にお待ちいただける場所をバス停として設置しております。今回は1か月間の試験運行ということで椅子やベンチ、屋根の設置について整理しておりませんが、今後、本格運行へとつながるような形になりましたら、仙台市でも検討していきたいと考えております。

回数券については、検討会の中でも「回数券があった方が良い」との議論がありましたが、1か月間の試験運行ということで、回数券が1か月間で使いきれないことがあるかもしれない点や、今後の実証運行で使えばよいのですが、まだその保証もない点で今回は回数券を発行しない形にしております。今後、回数券発行の要望等が出てくると思いますので、検討していきたいと思っております。

(堀江委員)

試験運行後の見通しを教えてくださいたいと思います。

(事務局)

今回は試験運行Ⅰということで、収支率 2 割を達成しますと試験運行Ⅱに行くわけですが、現在の見込みでは、収支率 2 割は何とか達成できるのではないかと考えております。収支率 2 割を達成しましても、利用促進や試験運行Ⅰ後の課題が出てくると思いますので、そのような課題の修正を加えて次の試験運行Ⅱに行くスケジュールを考えております。

(熊沢委員)

私は青森に住んでいたことがありまして、青森西部でコミュニティバスの実証実験をしたところがあるのですが、「あれば便利だが、乗らない」という考えを持つ人が多く、冬も長いせいか寒くてバスを待ってられないとのことで、失敗した例があります。ですから今回はぜひ乗りたくなる仕掛け、乗って楽しいバスを創っていただきたいという要望です。

(事務局)

試験運行Ⅰを行い、タクシー会社にも協力をいただきながら、わかりやすく、乗りやすい乗合タクシーや、乗車することでコミュニティを生み出せることもPRしながら利用促進に努めてまいりたいと思います。

(菊池委員)

今回は地域交通スタート支援事業の第 1 弾の事業との位置づけで行うということで、試験運行とはいえ、ぜひPDCAがきっちり回るように、データを取って次につなげていただきたいと思います。

支援事業は専門家であるコンサルタントが入っているとは思いますが、ただ走らせるだけじゃなく、モビリティマネジメントの取り組みもぜひ盛り込んでいただきたいとの希望を伝えさせていただきます。

(石川会長)

様々なご意見やアドバイスをいただき、大変ありがとうございます。それでは、議決に移らせていただきます。ただいまの第 1 号議案について、承認とすることよろしいでしょうか。

<一同承認>

(石川会長)

ありがとうございます。以上をもちまして議案の審議は終了といたします。

【報告事項:資料 1 平成 29 年度坪沼乗合タクシーの臨時便運行回数について】

(石川会長)

続きまして、報告事項に移りたいと思います。

「平成 29 年度坪沼乗合タクシーの臨時便運行回数について」でございます。

平成 28 年 12 月に書面で開催しました第 7 回仙台市地域公共交通会議におきまして、平成 29 年度坪沼乗合タクシー事業計画の変更についてご審議いただきましたが、事業計画に含まれる臨時便の運行について、事務局の方から報告をお願いします。

<平成 29 年度坪沼乗合タクシーの臨時便運行回数について、事務局より説明>

(石川会長)

ただいま報告のありました坪沼乗合タクシーの臨時便運行回数についてですが、出席者の皆様、ご質問はございませんか。

(堀江委員)

坪沼乗合タクシーについて質問をさせていただきます。実は 11 年前に私が連合町内会長として坪沼乗合タクシーを設立した本人でございまして、経過を報告させていただきます。131 世帯で加入し、会費は年

1,500 円で運営を始めまして、仙台市から 250 万円の補助金をいただいて、それを基に運営してきました。非常に困難な運営をしてきましたが、乗合タクシーが家の近くに来てくれるというのがこれまで続けてこられた 1 つの要因と考えております。

燕沢地区におきましても、世帯が運営を支えるという考えが非常に重要と考えておりまして、会費制にしたらよいのではないかと考えております。

地元としては、このような地域交通スタート支援事業はありがたい制度だと思っておりますので感謝しております。今後とも、本制度をなくすことなく続けてほしいと思っております。

【その他】

(石川会長)

その他としまして、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

特にございません。

(石川会長)

委員の皆様は何かありますでしょうか。

<一同「なし」との声>

(石川会長)

以上で、本日予定していた議事はすべて終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

【閉 会】

(司 会)

本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第 9 回 仙台市地域公共交通会議を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。